

## 第2章 職員の給与に関する勧告

## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

#### （1）期末手当について

##### ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.075月分（特定管理職にあつては、0.875月分）とすること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.55月分（特定管理職にあつては、0.45月分）とすること。

##### イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分ずつ（特定管理職にあつては、それぞれ0.925月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分（特定管理職にあつては、0.475月分）とすること。

### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

#### （1）期末手当について

##### ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

##### イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつとすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

#### （1）特定任期付職員の期末手当について

##### ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

##### イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつとすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の（1）のイ、2の（1）のイ及び3の（1）のイについては、令和4年4月1日から実施すること。